

八千代町地域クラブ活動指導者募集要領

1 目的

学校教育の一環として行われている中学校の部活動については、令和5年度から令和7年度を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指し、まずは休日における地域の環境整備を着実に推進することとされている。

八千代町立中学校においても、地域連携・地域移行を進めるため、令和6年度から段階的に基本中学校教員ではない者を指導者として随時配置していくこととしている。

そのため、地域クラブ活動指導者名簿を作成し、指導者人材バンク(以下「人材バンク」という)に登録をするとともに、登録者の中から指導者を選任することとする。

本要領では、指導者を希望する者の募集について、必要な事項を定める。

2 職務

指導者は、八千代町教育委員会のクラブ運営方針に基づき、地域クラブ活動(以下「クラブ」という)において、主に次に挙げる業務を継続的に行う。

- (1) 技術指導及びクラブの運営
- (2) 青少年健全育成に係る指導
- (3) その他、クラブの責任者(クラブの代表者等)が必要と認めるもの

3 応募要件

- (1) 青少年の健全育成に十分な理解を有し、申請時において18歳以上の者
- (2) 指導する種目に関する専門的な知識・技能を有し、八千代町教育委員会のクラブ運営方針に沿って活動できる者
- (3) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がないこと。
- (4) 以下のいずれかに該当する者
 - ① 過去に小学校、中学校、高等学校、義務教育学校又は中等教育学校で教員をしていた者又は当該学校の教員免許を有している者で、指導しようとする競技の指導経験又は競技経験がある者
 - ② 八千代町スポーツ協会又は八千代町スポーツ少年団、八千代町文化協会、町教育委員会、町内中学校長のいずれかから推薦がある者
 - ③ プロスポーツチーム又は実業団で競技経験もしくは指導経験がある者
 - ④ 中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、大学、大学院又は専門学校で部活動等の指導経験がある者
 - ⑤ 大学、大学院もしくは専門学校に在籍しており、指導しようとしている競技の競技経験を持つ者
 - ⑥ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有している者
 - ⑦ その他、スポーツ・文化芸術に関する専門的知識又は指導歴又は競技歴を有し、教育長が適当と認める者

4 募集期間

令和6年6月から随時の予定

5 募集する種目

現在の八千代町立中学校に設置されている次の部活動種目に限る。ただし、今後、新しい部活動を設置する場合もある。

- 陸上競技 ○軟式野球 ○サッカー ○ソフトボール ○バスケットボール
- バレーボール ○ソフトテニス ○卓球 ○バドミントン ○剣道 ○柔道
- 吹奏楽 ○美術

6 手続きの流れ

(1) 指導者名簿の登録申請方法

- 登録申請書(様式1)を記入し、推薦書がある場合は様式2を、追加書類がある場合は書類のコピーを添付のうえ、郵送又は窓口へ持参すること。

〈応募先〉

(ア) 郵送の場合

次の宛先に郵送すること

- ・宛先：〒300-3572

茨城県結城郡八千代町大字菅谷1027(八千代町総合体育館内)

八千代町教育委員会教育部スポーツ振興課

(イ) 窓口へ持参する場合

八千代町総合体育館事務室へ持参すること。ただし、月曜日、祝日の翌日を除く8:30～17:00までに限る。

〈問合せ先〉

八千代町教育委員会教育部スポーツ振興課 (八千代町総合体育館内)

TEL 0296(48)2469

FAX 0296(48)4535

(2) 登録申請後の流れ

- 教育委員会で登録申請の内容を審査し、人材バンクに登録する。
- 登録者情報を町内各中学校と共有する。
- クラブの実施が可能となった種目の登録者に対して、推進協会の代表者や部活動に係る学校関係者等とのヒアリングを行う。
- ヒアリングの結果、推進協会が指導者への任命を決定した場合、速やかにクラブ員の指導にあたる。また、任命後、県や資格認定団体などが実施する研修に参加する。

7 登録内容の変更及び取り消し

- (1) 人材バンク登録の有効期間は、登録された日の属する年度の翌年度から原則3年間とする。
- (2) 指導者は、人材バンクの登録後、内容に変更があった場合又は指導者として活動できない事由が生じたため人材バンクの登録の取り消しを希望する場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。

(3) 事務局は、指導者が以下①から③までのいずれかに該当する場合、当該指導者を人材バンクの登録から取り消すことができる。

- ① 登録申請書及び追加書類に虚偽があった場合
- ② 「3 応募要件」に定める要件に該当しなくなった場合
- ③ その他指導者として不適格であると判断できる事由があった場合

8 勤務条件等

【地域クラブ活動指導者】

謝 金：1時間1,600円とする。

活動時間：土曜日、日曜日いずれかの日の3時間程度

その他：交通費は一回あたり500円を支払う。

保険は町の負担により加入する。

9 指導開始時期

目標は令和6年中

※ クラブは指導者の確保及びクラブ員登録等が整った種目から実施することになる。

10 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 取得された個人情報、地域クラブ活動指導者に関する業務以外では使用しない。
- (4) 指導者の配置は、人材バンクに登録された者の中からクラブ配置希望等に応じて決定するものであり、人材バンクへ登録されても、指導者として配置されない場合がある。